

TaXavvy

日本語版

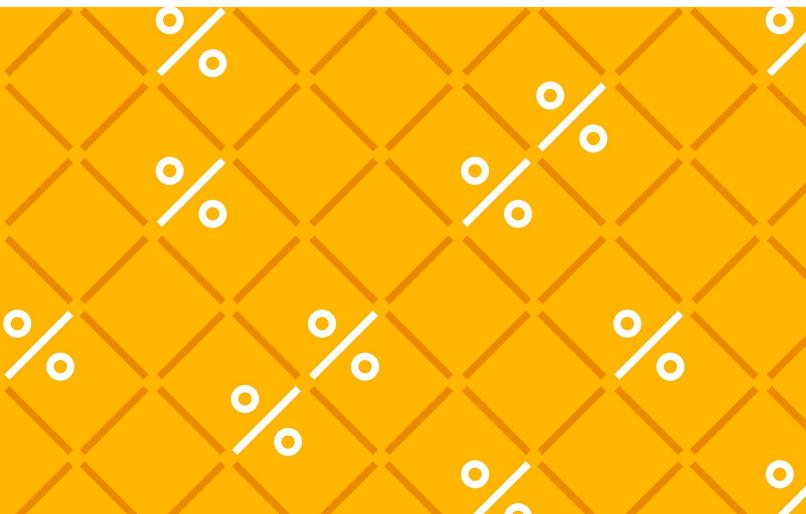
2020年度税制改正案

Part 1

2019年10月13日



マレーシアの2020年度税制改正案のうち、主要なものを
お伝えいたします。
本号は、2019年10月11日の
予算演説に基づく、改正法案未公表時点での内容です。

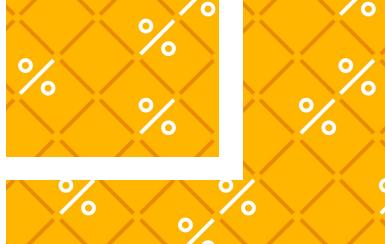




目次

| 項目 | ページ |
|----------------------|-----|
| 1. 優遇税制 (新規) | 3 |
| 2. 優遇税制 (延長) | 4 |
| 3. 法人所得税 | 5 |
| 4. 個人所得税 | 6 |
| 5. SST - 売上税およびサービス税 | 7 |
| 6. その他 (輸出関税、印紙税) | 8 |
| 7. 税務執行・手続 | 9 |

1. 優遇税制 (新規)



電気電子(E&E)セクター向けの特別な投資税額控除(ITA)

現在、E&E企業は、現代化、拡張、多様化のために発生した適格資本的支出に関して、連続する15年間の課税年度にわたり再投資控除(RA)を利用することができます。15年間にわたる課税年度の再投資控除を利用し終えた企業向けには、2016課税年度から2018課税年度まで、特別再投資控除が付与されました。

今回、15年間の課税年度にわたる再投資控除を利用し終えたE&E企業に、5年間に発生する適格資本的支出に対して50%の投資税額控除(ITA)を付与することが提案されました。このITAは各課税年度の法定所得の50%まで控除可能です(マレーシア投資開発庁(MIDA)が2020年1月1日から2021年12月31日までに受領した申請に適用)。

また、特定の知識ベースのサービスに投資するE&E企業に対して、最大10年の所得税免税が付与されます(適用時期など詳細は未公表)。

カスタマイズされた優遇税制

誘致すべき企業を魅きつけ、マレーシアの最も有望な企業をグローバルの輸出市場で競争力のある企業に変える戦略的推進の一環として、以下のような企業に、カスタマイズされた優遇税制が用意されます。

| 対象会社 | 条件 | 優遇税制への予算枠 |
|--|---|--------------------|
| ハイテク、製造、クリエイティブ産業や新事業分野での (i) フォーチュン 500の会社 (ii) 世界的なユニコーン | 1社あたりRM50億以上のマレーシアでの投資 | 5年間にわたり 毎年RM10億 |
| グローバルな輸出市場において 競争力のある企業 | 自社の製品やサービスをグローバルに成長させ、かつ輸出する能力があることを証明できること | 5年間にわたり 毎年RM10億 |

優遇措置承認後のモニタリングと実現

優遇措置承認後の投資のモニタリングと実現のために、政府は通商産業省(MITI)にRM1,000万を割り当てます。

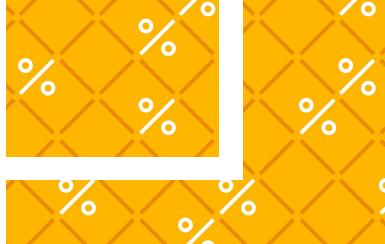
知的財産の開発に対する優遇税制

適格活動に係る特許および著作権ソフトウェアから得られた適格知的財産所得に、最大10年間、100%の免税を与えることが提案されました。マレーシアで開発された知的財産から得られた所得のみがこの優遇措置の対象となることを担保するため、修正ネクサスアプローチが採用されます(MIDAが2020年1月1日から2022年12月31日までに受領した申請に適用)。

その他の主な項目

- 持続可能エネルギー開発庁(SEDA)が認証した太陽光発電リース事業から得る法定所得の70%を最大10年間免税(MIDAが2020年1月1日から2023年12月31日までに受領した申請に適用)
- マレーシアにおける国際的なテーマパークへの新規投資に対して、5年間にわたり法定所得の100%の免税、または5年間にわたり適格資本的支出に対して100%の投資税額控除(ITA)(各年度の法定所得の70%まで控除可能)の付与(以上、MIDAが2020年1月1日以降に受領した申請に適用)

2. 優遇税制 (延長)



現行

提案

1 自動化に対する優遇税制

製造会社は、以下の通り、自動化機器の購入に対して加速償却を適用することができる。

カテゴリー1: 労働集約型産業(ゴム、プラスチック、木材、繊維製品)

- RM400万を上限に、適格資本的支出に対して100%の加速償却 (2015課税年度から2020課税年度)

カテゴリー2: その他の産業

- RM200万を上限に、適格資本的支出に対して100%の加速償却 (2015課税年度から2020課税年度)

カテゴリー1,2とも、2023課税年度まで3年間の延長

(MIDAが2023年12月31日までに受領した申請に適用)

カテゴリー2の対象をサービス産業に拡大

(MIDAが2020年1月1日から2023年12月31日までに受領した申請に適用)

2 環境対応投資の投資税額控除(GITA)

5年間または2020課税年度まで(早い方)、適格な環境対応投資に対して100%の投資税額控除(ITA)。法定所得の70%まで控除可能。

(MIDAが2020年12月31日までに受領した申請に適用)

左記の優遇税制を3年間延長。

(MIDAが2023年12月31日までに受領した申請に適用)

3 環境対応サービスの所得税免税(GITE)

5年間または2020課税年度まで(いずれか早い方)、適格な環境対応サービスから得る法定所得の100%の免税。

(MIDAが2018年1月1日から2020年12月31日までに受領した申請に適用)

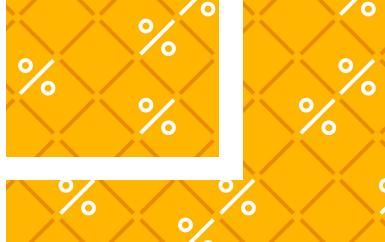
左記の優遇税制を3年間延長。ただし、法定所得の70%の免税に変更。

(MIDAが2021年1月1日から2023年12月31日までに受領した申請に適用)

4 その他の主な項目

- インダストリー4.0プログラムに関する国家二重訓練スキーム(National Dual Training Scheme)に参加する企業の費用の二重控除について、人的資源省の承認期間を2021年12月31日まで延長
- 高等教育基金(PTPTN)のローンを雇用主が返済した場合の損金算入を2021年12月31日まで延長
- タレントコーポが承認したインターンシッププログラム(Structured Internship Programme / SIP)のための一定の費用の二重控除について、対象学生の範囲の拡大(2020課税年度から2021課税年度まで)
- 上場不動産投資信託(REIT)からの個人および外国機関投資家への配当に対する10%の軽減税率の適用を2025課税年度まで延長

3. 法人所得税



中小企業向けの軽減税率の見直し

中小企業の法人所得税の軽減税率の適用について、以下の改正が提案されました。

- (i) 軽減税率17%の対象となる課税所得の範囲をRM600,000までの所得に拡大
- (ii) 払込資本RM250万以下であることに加え、年間売上がRM5,000万以下であることを条件とする

| 現行 | 提案 | 税率 (%) |
|---------------------------|---------------------------|--------|
| 課税所得のうち RM500,000までの部分 | 課税所得のうち RM600,000までの部分 | 17 |
| 課税所得のうち RM500,000超の部分 | 課税所得のうち RM600,000超の部分 | 24 |

(2020課税年度から適用)

少額資産の特別控除(一括償却)

現在、RM1,300以下の少額資産は、100%の特別控除(一括償却)が可能です。中小企業以外の場合、各課税年度の少額資産の特別控除は合計でRM13,000が上限とされており、中小企業の場合は上限がありません。今回の税制改正案では、以下の改正が提案されました。

- (i) 少額資産の金額をRM1,300から**RM2,000**に引上げ
- (ii) 中小企業以外の各課税年度における少額資産の特別控除の上限額を計RM13,000から**RM20,000**に引上げ

(2020課税年度から適用)

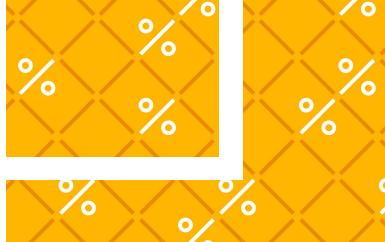
会社秘書役および税務申告報酬の損金算入

2015課税年度より、会社秘書役報酬および税務申告報酬は、各年度それぞれRM5,000およびRM10,000を上限として特別な損金算入ができます。

今回の改正案では、会社秘書役報酬および税務申告報酬の各年度の損金算入上限額を**合計でRM15,000**とする改正が提案されました。

(2020課税年度から適用)

4. 個人所得税



個人所得税率の見直し

個人所得税の累進性を高めるために、RM2,000,000超の所得に対して30%の税率を適用することが提案されました。これに伴い、非居住者に係る個人所得税率も30%に引き上げられます。

改正後の居住者の課税所得ごとの税率は以下の表の通りです(2020課税年度から適用)。

| 課税所得 (RM) | 税率 (%) |
|--------------------------|--------|
| 5,000 まで | 0 |
| 5,000 超 20,000 まで | 1 |
| 20,000 超 35,000 まで | 3 |
| 35,000 超 50,000 まで | 8 |
| 50,000 超 70,000 まで | 14 |
| 70,000 超 100,000 まで | 21 |
| 100,000 超 250,000 まで | 24 |
| 250,000 超 400,000 まで | 24.5 |
| 400,000 超 600,000 まで | 25 |
| 600,000 超 1,000,000 まで | 26 |
| 1,000,000 超 2,000,000 まで | 28 |
| 2,000,000 超 | 30 |

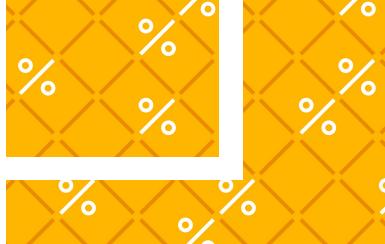
最低賃金の引上げ

「主要都市」については、最低賃金を月RM1,200に引き上げることが提案されました(2020年から適用)。

その他の主な項目

- 託児所や幼稚園への支払いに対する所得控除をRM1,000からRM2,000に引上げ (2020課税年度より)
- キャリアブレイクから復帰する女性に係る免税の制度を2024課税年度まで延長
- 医療費の所得控除の対象に、不妊治療を追加 (2020課税年度より)
- 高等教育基金(PTPTN)のローンを雇用主が返済した場合の免税を2021年12月31日まで延長

5. SST - 売上税およびサービス税



売上税(Sales Tax): 輸出業者スキームの導入

現在も次の免税制度があります。

- 販売業者は、課税対象品目を輸出する場合、当該購入商品の購入（国内）または輸入に際して支払った売上税の取戻し(drawback)を請求できます。
- 免税品目の製品を輸出する製造業者は、輸出製品の製造に使用される原材料、部品、梱包材の輸入または購入に対する売上税の免税を申請できます。

上記の制度を改善するために、「輸出業者スキーム」(Approved Major Exporter Scheme)を導入することが提案されました。年間売上高の80%以上を輸出する販売業者および免税品の製造業者は、このスキームに申請する資格があります。

このスキームで享受できるメリットは次の通りです。

- 製品または原材料、部品、包装材の輸入および購入に対する売上税の免税
- 該当品目の輸入または購入時に輸出数量を決定しておくことが不要

ただし、次の部分については売上税を納付する必要があります。

- 輸出されなかったか、国内販売された購入商品または免税製品に係る売上税相当額(別途規定される算式に基づき算定)
- 免税製品の製造に使用された原材料、部品および包装材料に係る廃棄物で、国内で処分または売却される部分に係る売上税

(2020年7月1日から適用)

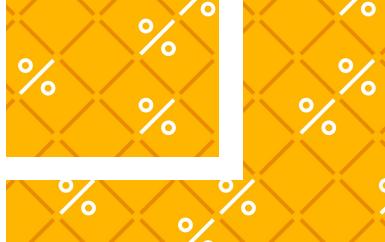
サービス税(Service Tax): グループ免税の条件緩和

現在、2018年サービス税規則付表1のグループGに規定するプロフェッショナルサービスに関しては、雇用サービスとセキュリティサービスを除き、グループ免税を適用することができます。ただし、同一グループ外にも同種の課税サービスを提供している場合、グループ免税は適用できません。

このグループ免税の条件を緩和して、12か月以内の期間でグループ外に提供するサービスの価値が総額の5%を超えない場合は、グループ免税が適用されることが提案されました。

(2020年1月1日から適用)

6. その他 (輸出関税、印紙税)



輸出関税: パーム原油の輸出関税率の見直し

以下の通り、パーム原油の輸出関税率の引き下げが提案されました。

| パーム原油の市場価格 (FOB RM/tonne) | 現行税率 (%) | 新税率 (%) |
|------------------------------|-------------|------------|
| <2,250 | NIL | NIL |
| 2,250 - 2,400 | 4.5 | 3.0 |
| 2,401 - 2,550 | 5.0 | 4.5 |
| 2,551 - 2,700 | 5.5 | 5.0 |
| 2,701 - 2,850 | 6.0 | 5.5 |
| 2,851 - 3,000 | 6.5 | 6.0 |
| 3,001 - 3,150 | 7.0 | 6.5 |
| 3,151 - 3,300 | 7.5 | 7.0 |
| 3,301 - 3,450 | 8.0 | 7.5 |
| >3,450 | 8.5 | 8.0 |

(2020年1月1日から適用)

印紙税: 親子間の不動産の移転に対する印紙税の減税対象から外国人を除外

現在、親から子または子から親への不動産の譲渡に対する印紙税は、マレーシア人であるか否かによらず、50%免税とされています。

上記の免税をマレーシア国民のみに適用することが提案されました。

(2020年1月1日以降に作成される不動産の移転に係る文書に適用)

印紙税: 外貨建ローン契約に対する印紙税

外貨建ローン契約には、RM500を上限として、ローン金額の0.5%の印紙税がかかります。

これについて、RM500の上限をRM 2,000に引き上げることが提案されました。

(2020年1月1日以降に締結されるローン契約に適用)

7. 税務執行・手続き



不服申立て機関の統一 (Tax Appeal Tribunalの創設)

納税者の不服申立てへの対応を効率化するために、所得税と税関の不服申立て機関(Special Commissioners of Income TaxとCustoms Appeal Tribunal)を統一し、2021年から国税不服審判所(Tax Appeal Tribunal)として運用することが提案されました。不服申立ての手続きは各税法に準拠しますが、申立て先が同一になります。

新納税者番号(Tax Identification Number / TIN)の割り当て

すべてのマレーシア法人および18歳以上のマレーシア人に、2021年1月から新たな納税者番号(TIN)が割り当てられます。この制度の導入のために、2020年に関係者への説明セッションが開始されます。

優遇税制のフレームワークの見直し

政府は、1986年投資促進法および1967年所得税法のもとでの優遇税制のフレームワークの包括的な見直しと刷新に着手しています。新フレームワークは2021年1月1日までに準備予定です。



杉山 雄一 ・ Yuichi Sugiyama

(全体統括・会計監査・会計アドバイザリー・新規進出、再編アドバイザリー)
Partner
yuichi.sugiyama@pwc.com
+603-2173 1191

佐藤 祐司 ・ Yuji Sato

(税務全般)
yuji.sato@pwc.com
+603-2173 1365

本間 稔 ・ Minoru Homma

(移転価格)
minoru.homma@pwc.com
+603-2173 0817

内田 光紀 ・ Mitsunori Uchida

(会計監査/会計アドバイザリー)
mitsunori.uchida@pwc.com
+603-2173 1165

北川 隆信 ・ Takanobu Kitagawa

(会計監査)
takanobu.t.kitagawa@pwc.com
+603-2173 1188

ラウ・ウェン・ワー ・ Lau Weng Wah

(官公庁申請支援、新規進出、再編、撤退アドバイザリー)
weng.wah.lau@pwc.com
+603-2173 1601

セリナ・タン ・ Selina Tan

(間接税、官公庁申請支援、新規進出)
selina.tan@pwc.com
+603-2173 1557

スタンレー・チュー ・ Stanley Chew

stanley.ek.chew@pwc.com
+603-2173 0959

藤井 純一 ・ Junichi Fujii

(アジア税務)
Senior Director
junichi.fujii@pwc.com
+603-2173 1480



Kuala Lumpur

Date: 21 October 2019
Time: 8.30 am to 5.00 pm
Venue: Mandarin Oriental,
Kuala Lumpur
Contact: Fazlina Jaafar / Fiona Ren
(03) 2173 3830 / (03) 2173 1313
Email: events.info@my.pwc.com

Online registration:
<http://bit.ly/PwCBudget2020Seminar>

Johor Bahru

Date: 23 October 2019
Time: 8.30 am to 5.00 pm
Venue: DoubleTree by Hilton,
Johor Bahru
Contact: Jasmine Law / Hanisah Azman
(07) 218 6186 / (07) 218 6199
Email: jasmine.yx.law@pwc.com
hanisah.azman@pwc.com

Kuching

Date: 24 October 2019
Time: 8.15 am to 12.30 pm
Venue: Hilton,
Kuching
Contact: Bryan Chen / Claira Simba
Jasmy
(082) 527 218
Email: bryan.chen@pwc.com
claira.simba.jasmy@pwc.com

Penang

Date: 30 October 2019
Time: 8.30 am to 5.00 pm
Venue: Eastern & Oriental Hotel,
Penang
Contact: Ann Yew / Ong Bee Ling
(04) 238 9291 / (04) 238 9170
Email: siew.lay.yew@pwc.com
bee.ling.ong@pwc.com

Melaka

Date: 31 October 2019
Time: 8.30 am to 5.00 pm
Venue: Ramada Plaza,
Melaka
Contact: Lydia Chue / Roslena Yaakup
(06) 283 6169
Email: lydia.s.chue@pwc.com
roslena.yaakup@pwc.com

Connect with us

Kuala Lumpur

Jagdev Singh
jagdev.singh@pwc.com
+60(3) 2173 1469

Johor Bahru

Benedict Francis
benedict.francis@pwc.com
+60(7) 218 6000

Kuching

Bryan Chen
bryan.chen@pwc.com
+60(82) 527 218

Penang & Ipoh

Tony Chua
tony.chua@pwc.com
+60(4) 238 9118

Melaka

Benedict Francis
benedict.francis@pwc.com
+60(7) 218 6000

Labuan

Jennifer Chang
jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

CORPORATE TAX COMPLIANCE & ADVISORY

Consumer & Industrial Product Services

Margaret Lee
margaret.lee.seet.cheng@pwc.com
+60(3) 2173 1501

Steve Chia
steve.chia.siang.hai@pwc.com
+60(3) 2173 1572

Emerging Markets

Fung Mei Lin
mei.lin.fung@pwc.com
+60(3) 2173 1505

Energy, Utilities & Mining

Lavindran Sandragasu
lavindran.sandragasu@pwc.com
+60(3) 2173 1494

Financial Services

Jennifer Chang
jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

Technology, Media, and Telecommunications

Heather Khoo
heather.khoo@pwc.com
+60(3) 2173 1636

SPECIALIST SERVICES

Corporate Services

Lee Shuk Yee
shuk.yee.x.lee@pwc.com
+60(3) 2173 1626

Global Mobility Services

Sakaya Johns Rani
sakaya.johns.rani@pwc.com
+60(3) 2173 1553

Hilda Liow

hilda.liow.wun.chee@pwc.com
+60(3) 2173 1638

International Tax Services / Mergers and Acquisition

Gan Pei Tze
pei.tze.gan@pwc.com
+60(3) 2173 3297

Dispute Resolution

Tai Weng Hoe
weng.hoe.tai@pwc.com
+60(3) 2173 1600

Transfer Pricing

Jagdev Singh
jagdev.singh@pwc.com
+60(3) 2173 1469

Indirect Tax

Raja Kumaran
raja.kumaran@pwc.com
+60(3) 2173 1701

Yap Lai Han
lai.han.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1491

Chan Wai Choong
wai.choong.chan@pwc.com
+60(3) 2173 3100

Tax Technology

Yap Sau Shiung
sau.shiung.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1555

China Desk

Lorraine Yeoh
lorraine.yeoh@pwc.com
+60(3) 2173 1499

Japanese Business Consulting

Yuichi Sugiyama
yuichi.sugiyama@pwc.com
+60(3) 2173 1191

Clifford Yap
clifford.eng.hong.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1446



www.pwc.com/my/tax

TaXavy is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.